

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

| |
|---|
| 法 令 名：道路交通法 |
| 根 抱 条 項：第104条の4第3項 |
| 処 分 の 概 要：申出による免許の付与 |
| 原権者（委任先）：奈良県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め： 道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、第107条第2項（免許証の返納等） 道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第39条の2の4（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則第30条の9（取消しの申請等） |
| 審 査 基 準： |
| 標 準 处 理 期 間：運転免許課 1日 警察署 14日 |
| 申 請 先： 申請書は、運転免許課又は警察署交通課（係）窓口に提出してください。 |
| 問 い 合 わ せ 先： 交通部運転免許課免許第二係（電話 0744-22-5541）又は各警察署交通課（係） |
| 備 考： |